

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

(平成一四年一二月一三日法律第一五〇号)

一、提案理由(平成一四年一一月一三日・衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会)

片山国務大臣 公職選挙法の一部を改正する法律案及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員または長の任期が平成十五年三月から五月までの間に満了することになりますので、これらの選挙の円滑な執行と経費の節減を図るため、選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、平成十五年三月から五月までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙等について、いわゆる九十日特例の規定による場合等を除き、原則として、その選挙の期日を都道府県及び指定都市の選挙にあつては平成十五年四月十三日、指定都市以外の市、町村及び特別区の選挙にあつては、同月二十七日に統一することといたしております。

第二に、都道府県または指定都市の選挙の候補者となった者は、関係地域において行われる市区町村の選挙または市区町村の選挙と同日に行われる衆議院議員の補欠選挙等の候補者となることができないものとするとともに、寄附等の禁止期間を選挙の期日の九十日前から当該選挙の期日までの期間とすること等、必要な特例を設けております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長報告(平成一四年一一月一四日)

高橋一郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員または長の任期が平成十五年三月から五月までの間に満了することとなりますので、これらの選挙の円滑な執行と経費の節減

を図るため、選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするものであります。

両法律案は、去る十一月七日本委員会に付託され、昨十三日片山総務大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。公職選挙法の一部を改正する法律案は、討論の後、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長報告（平成一四年一二月六日）

沓掛哲男君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成十五年三月から五月までの間に満了することとなる実情にかんがみ、これらの選挙の円滑な執行と経費の節減を図るため、選挙の期日を統一しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、地方選挙の期日を統一する意義、政治活動用ポスターの規制の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、公職選挙法一部改正案に対し、日本共産党を代表して池田幹幸理事より反対の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、公職選挙法一部改正案は多数をもって、また、統一地方選挙特例法案は全会一致をもって、それぞれ原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。